

○企業間取引の公正化を目的として、下請法・優越的地位の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る違反行為を未然に防止するため、いつでも、どこでも下請法等の基礎知識を習得できるようe-ラーニング教材を作成

○教材は、下請法基礎講習会(令和元年度は全国で65回開催)の内容を、動画や資料にまとめたもの

1 動画(7月29日公表)

(<https://youtu.be/U2KaaFjUK2I>)

2 資料(7月21日公表)

(https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/e-learning/shitauke_kiso_e-learning.html)

